

ギョメイギョジギゾー事件

宮 沢 望

ギョメイギョジ、なんていったって、え、何のこと？
 って思う人の方が、今は多いかもしれない。

だが、ぼくなんかこのことは死ぬまで耳から離れないだろう。わけでも、ギョメイギョジときいて、反射的に思い出すのはこんな光景だ。

たとえば「紀元節」、今は「建国記念の日」などと変装している2月11日。授業は休みだが、式のために登校させられる。式のメインは校長による「教育勅語奉読」壇の正面には、こういう式の時掲げられる天皇・皇后の写真「御真影」と称した。その前の台上に置かれた細長い桐の箱を演壇上に移し、箱の中から取出した巻物を校長がおもむろに開く。モーニングに白手袋ときまっていた。開ききって静かに目の高さに押しただく。この時、職員生徒はいっせいに深々と礼をする。これを「最敬礼」という。そして徐々に体をおこし、首だけうなだれる形になる。

「チン オモーニ ワガ コーソコーソオ クニヲハ
 ジムルコト コーエンニ トクラタツルコト シンコー
 ナリ……」

校長は一語一語確かめるように、ゆっくりと、そして独特な抑揚で「奉読」を続ける。（読み間違えは、即、切腹か辞職につながったという）

この間、生徒は私語はもちろん、咳ばらいひとつ許されず、式場は水を打ったような静けさ。それはそれはない時間であった。（実際は、せいぜい三分前後にすぎなかったのだが）

「チン ナンジンシンミントトモニ ケンケンフクヨー
 シテ ミナ ソノトクライツニセンコトラ コイネゴウ

メイジ二十三ネン 十ガツ三十三ニチ

ギョメイ ギョジ

ここで再び深々と最敬礼。そして体をおこしたとたん、いっせいにざわめきとゴホン、ゴホンの声。そしてハナをすすりあげる音がおこる。

四年生ごろまでは、ギョメイギョジとは「これでおしまい」という意味やろか、と思っていた。しかし、修身の教科書に勅語の全文がのっについて、それが「御名御璽」という漢字で書かれることを知った。御名は何やら名前のことらしい、が、御璽は何だろう。相変らず意味はわからなかった。意味がわかったとしても、現実には、御名御璽は勅語奉読がおしまい、という宣言であり、数分間にわたる金縛りから解放されるサインにすぎなかった。

御名御璽が、もともとは「睦仁」という署名と、「大日本帝国天皇之印」というハンコのことである、と知ったのは戦後のことだ。直接に名前を読みあげるのがオソ

第二部 資料 篇

レオオイの「御名」といったらしい。天皇を現人神と
たてまつった時代ならまあ仕方ない、といえる。が、敗
戦後、神格否定した裕仁については、もうそんなことは
は死語になったものと思っていた。その御名御璽が、い
ま突然「我は健在なるぞ」てな調子で姿をあらわしてき
たので、ぼくはぶったまげている。

大阪市阿倍野区旭町（といえ天王寺駅にほど近いと
ころだが）の市営住宅に住む向井孝さんの家に、年の瀬
も押し寄せまった12月27日、突然二十名ほどの警察官がや
ってきて家宅捜査をした。「被疑者不詳に対する御名御
璽偽造被疑事件」に関してである。ぼくがこのことを知
ったのは12月30日に向井さんから届いた「緊急報告」に
よってだった。「えっ、もうガサイレ!? 21面相事件で
はあんなにスカタンばかりやってる大阪府警（向井さ
んにいわせれば大逆不敬）にしては、何と手まわしのい
いこと、しかもこの年末の忙しいときに」と呆れるやら
感心するやら。

実はその前日、部厚い封書がきて、封を切ると中から
ぱっと白煙ならぬありがたーい「御真影」が出てきた。
（写真のものがそれ。B6版で裏表に印刷されている）
すこし前から「ちょっとおもしろいいたずら遊び」をし
たい人は申し出てください、とよびかけていたのはこの
ことかいな、とはじめて納得。同封されている文書には
こうあった。

ちよつと
おもしろ
いたずら遊び
第四信

12A23D

① エート、この小包、開封の前に、次のことをやっ
てもらいましたか。つまりハビラをハダミ絵のオフダ
に転換するハダミの裏（ハダミ）

② そこで、これはハダミ絵のオフダVなのです。も
うハビラVではありません。

・ピラのように、人に配ったりするのは、別に違法で
もなんでもありませんが、ハダミ絵V本来の意図には沿
いません。（地面にちらばっているのを、人が拾うのは勝
手です。）

・ピラ、ゴスター、ステッカーのように、電柱など公
共施設類に貼付・展示はしないで下さい。（このごろ、
ケーサツは「被疑者氏名不詳」の「軽犯罪法」とか「広
告物禁令」違反の「共謀者」の容疑ということで、その
貼付物と関係がちょっとでもあると思う者を（あなたに
覚えが全くなくても）、又他人でも対象に、ガサなど平
気です。

・ではこのハダミ絵のオフダVの処分方法は、たゞた
だ、ドサッとかたまりにして、あちこちへ捨てて歩く。
（必ずしも人通りが多くななくても、横丁の露地でもエエ
ンです）——たとえば、初詣での人ごみで、足許にそつ
と百枚ほど落とす。それを次々に、参詣人の足がけちら
し踏みつけ、破り、泥まみれにして、何のピラかわから
ぬゴミにしてしまふ。

たとえばお年玉袋に入れたり、書類封筒に何枚か入れ
てあちこちへ落しておく。又待合室に置き忘れる。

ともかく、一枚一枚まいたり、渡したりでなく、一回
一ヶ所どきとまとめて、20枚〜100枚、かためて、あつ
さり捨てて下さい。人が気付いて拾って見るもよし、踏
まれよこれてゴミになつてちらかり、気付かれずともよ
し、それがそれぞれの意味があるわけですよ。1 御文書！

またまた、いかにも向井はんらしい、おもしろいことを



↑ 11 頁参照

考えつかはったもんや。

そもそも向井孝という人を、ぼくが知ったのは(何度か「きら」に書いてきたが)九年前、天皇在位五十年にからんで、これを批判したステッカーをある大学構内に不法に貼付した「氏名不詳の容疑者」の軽犯罪法違反事件の共謀者として家宅搜索を受けた——そのことがきっかけ。以来、この問題のステッカーをはじめ、いろいろおもしろい作品を送って頂いている。

要するにこれは知的な「大人のおもちゃ」(というところ)IPMなどでよく放送される例のものを想像する方もおありかも知れないが、さにあらずだといえよう。前のステッカーだってそうだ。それでもこのときは強引ながら「不法貼付」という行動にかけられた容疑だ。

また三年前には、原発建設反対運動の一つとしてパロディ一万円札をばらまいたことで「紙幣模造」の疑いで家宅搜索を受けている。どちらの場合も結局はうやむやに終わっているが、いずれにしろ「行動」がともなっていた。ところが今度は貼ったわけでもない、ばらまいたわけでもない。ただつくっただけである。それで「御名御璽偽造」とは——。

刑法百六十四条 行使ノ目的ヲ以テ御璽、国璽又ハ御名ヲ偽造シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス

②御璽、国璽又ハ御名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル御璽、国璽又ハ御名ヲ使用シタル者亦同シ

こんな条文が、それも御名御璽なんぞという大時代な

ことばがあるなんて、こんどはじめて知った。(もともと、すこし前にNHKTVの「皇居」という番組で、天皇が署名をしている場面が出て、そのあとハンコを押すところも見せていたが、その人の肩書が「御璽課長(?)」とか出ていて、へえ、と思ったことがあったつけ)

しかし、条文があつたって、めつたらやたら行使していいわけのものではない。お遊びで「裕仁」の署名とハンコを模写したビラをつくっただけでは、この条文をどうほじくりかえしてみたところで、ひっかかるわけではない。大逆不敬^{おおさふけい}は、いったい何を考えて向井さんの家(という一ヶ所、堺市の戸田るり子さん宅)に踏みこんできたのか。二人の名前で大阪地方裁判所令状部、大阪府警察本部警備第一課長に宛てられた抗議文の中の「抗議の趣旨」を読んでみよう。

①「踏み絵ビラ」現物を二見してもわかるように、問題とされるものは、意匠としての一部分で、御名御璽を「ほんもののようにみせかけ」「不正に使用」などというものではないのは万人が首肯する。それを「御名御璽の偽造」とするのは、あまりにも強引な、ある意図をもった「こじつけ」である。

②この刑法164条そのものにも問題があるが、それはさておき、本件のごとき「こじつけ適用」は、一層かつ明白な憲法違反であり、この令状を発行した裁判官の憲法違反の行為は直ちに取消されねばならず、令状を請求した者、家宅搜索と押収に従事したものは、公務員の憲法遵守の義務を怠失したものであると弾劾されねばならない。(憲法違反というのは、「ある意図をもったこじつけ」を指す)すなわち——

③本件家宅搜索及び八咫鏡ビラの多量の押収は、戦前の不敬罪と同様の、要は、「天皇に触れる言論や表

↑ 44頁参照

正である。また――

④憲法第14条は、国民は法の下で平等で、社会的、政治的地位、家柄により差別されず、又華族、貴族の制度は認めないとしているが、本件御注が意図するものは、天皇をいよいよ「超憲法」的なものとし、天皇を頂上とした専断差別構造を、戦前以上の体制へとおしよめる昨今の政治反動を露骨に代弁している。

⑤そのような意図、及び昨今の、Xデーをまちきれず資料を記載させ、マスコミ等がくり出してゐる八天皇ブームの風潮に対して、本件八踏み絵ビラは風刺のおもしろおかしさを以て一矢を投じようとするものであり、いかにこじつけようとも、「御名御璽の偽造」などとは全く無縁である。

⑥本件八踏み絵ビラは、もともと天皇を平等に扱う立場のもとに、一人の人間――公民天皇に対しての、パロディによる文学的表現、創造的活動に外ならない。このような活動の否定は、国民一人一人の基本的人権が、天皇制及び、その風俗によって抹殺されることを意味する。

⑦以上の諸項をも含めて、本件の御注は、思想・信仰、表現の自由に対する重大な侵害である。と共に、このような「コワイ天皇」をつくり出すことそのものが、思想・信仰・表現の自由を抹殺する脅威として存在するものである。
(引用終)

向井さんを罪人にするためなら、警察は、むしろ向井さんが八踏み絵ビラを捨ててのを見届けて、現行犯逮捕する方がまだしもいいわけが立つたであろうに。それを事前に八踏み絵ビラ(約三千枚とか)を押収してしまったのは、条文は何でもいい、このビラを捨ててまわること自体を阻止しなかったのであろう。まったくめちやくちな話だ。

⑤に指摘されている八天皇ブームの風潮は、ぼくも

懸念しているところだ。

今年が「昭和60年」ということでマスコミはいやに張切っている。まず週刊誌がしきりに天皇・皇室特集をやっている。まず年末に「週刊朝日」が「天皇と昭和の60年」という増刊号(12月20日付)を出した。続いて「女性セブン」1月3・10日号に「昭和の歴史へ思い出アルバム」天皇ご一家の60年(7ページ)、「美智子妃殿下の『宮さまがたのご教育』と『装い』秘話特別公開」(6ページ)「天皇陛下の心あたたまるお言葉」(4ページ)を掲載。「週刊女性自身」の1月17日号にも「皇室愛の写真60年史」がのった。どれもこれも手放しの天皇・皇室礼讃のものばかり。

ついでにいつておくが「昭和60年」を扱った記事や放送番組で、しきりに「昭和が還暦を迎えた」という表現をしているが、これはおかしい。昭和元年は前号に書いたように26年。干支は丙寅(ひのえ・とら)、これが一まわりして元に戻るのは六十一年目の昭和61年、来年の干支がふたたび丙寅。これで還暦となるわけだ。今の平均寿命ではそうでもないが(ぼくも来年が還暦、つまり昭和の元号と同じだが)昔なら満60歳になる、というのはかなりの長寿ということでお祝いしたのである。昭和という時代が還暦を迎えたところで(史上初めてのことはいい)別にどうということはない。むしろかくも長年一人の天皇が在位することは困ったことといった方が



いい。それを何かお祝いごとのように思わせるのは、おもしろくない。まして、間違って一年早く還暦だなんて騒ぎたてるのは、何かもくろみがありそうで気色わるい。

さて、週刊誌の中で別冊特集した朝日だが、九年前の在位五十年の時には、「アサヒグラフ」が天皇『昭和の50年』と、やはり増刊を出した。この時の表紙が、戦前の天皇皇后のいわゆるご真影。天皇は軍服姿。中にも軍装をした写真をたくさんのおせ、かつて天皇が軍隊の頂上にいたことを強く印象づける。記事では松本清張と色川大吉の対談で昭和天皇の功罪をさらけ出している。出色なのは前号に紹介した皇室の系図、特に明治天皇の子どもを全部、生母の名前をつけて掲載したことである。これで「万世一系」なるものの正体が暴露された。

ところが、今度の「週刊朝日」には、天皇を批判的に扱った部分は、まったく見当たらない。とりわけ問題なのは「明治以降の皇室系図」で明治天皇の子どもは嘉仁と成人以降まで生きのびた四人の女の子しかのっていない。生まれてすぐに、あるいは一年くらい生きた残りの十人は抹殺されている。「アサヒグラフ」と「週刊朝日」で雑誌が違うとはいえ、同じ新聞社の出版。しかも「週刊朝日」は九年前には、別に増刊など出してはいない。だから、ぼくの推測だが、九年前の「アサヒグラフ」は、「偏向」してるとか何とか批判があつて、(そうでなくたって、昨今、朝日は「偏向」新聞だという、右よりから

の攻撃がさかんなのが)昭和60年にあたっては、いっちょ、礼讃一色でと、それも他誌より一足先にと、前の年の暮に出した。ここで九年前の「罪滅ぼし」をした、と考えることはできないか。

いずれにしろ年初早々からこんなマスコミ状況だ。それに天皇Xデーも確実に近づいている。天皇讀美の記事や放送番組が目立って多くなるに違いない。

それには、どんなに小さな試みであれ、天皇をからかいの対象にするようなものは、阻止せねばならぬ。「ご真影」が踏みつけにされるような不逞な計画は、こちらが先に踏みつけにしておく必要がある——大逆不敬の真意は、そこにあつたのだろう。

この事件は、地元大阪でも新聞にも出なかつたろうし今後も、すくなくともマスコミには報道されることはなからう。なればこそ、ぼくとしてはどうしても書かざるを得なかつた。取あえず、今まで手にはいった資料だけで、「第一報」ということにおこう。

きら 201号 一九八五年一月二十六日発行



裕仁



⑪

遊撃手

第169号
1985.2.1
発行
大阪府大阪市
東区2-22-22
長谷川裕典

報告

御名御聖事件

— 天皇風刺パロディへの懸念 —

横濱 近衛、御聖部
資料 御名御聖事件部

I

人々は街で、集会でビラをまく、ビラを受けとる。読まれもせずにビラは折られ、破られ、踏まれて風に舞う。風に舞うビラ。

それならば破かれず、踏まれず、さわられず、高貴なビラをつくって、そこいら中にくわって捨ててまわろうというグッド・アイデアなビラとビラ捨てセレモニーがこの正月、大阪は阿倍野区旭町を震源地に日本列島をあげて挙行された。

このセレモニーはたちまち電波にのりテレビの画面から、ラジオから、新聞から日本津浦浦を駆けめぐって人々の目に、耳に達した。達しなかったが、捨てられた高貴なビラをあなただけは見たか！ 踏んだか！ 何も知らなかったか！ 今昔、高貴なビラは本日出たい正月松の内にことごとく泥にまみれ、火にあがられ、ある

いはケイサクソンの手に保護され、密葬されてすでにこの世にかけをきこめない。

1985年の暮あけを飾ったこのビラ捨て大作戦は事前にコトが発覚したけれど、ビラは風に舞い、人々の足下に踏みこまれていったのだ。今はもう首のこのビラ捨てセレモニー々それは御名御聖事件と呼ばれるものの一端を、御名御聖偵察部が発行の資料をネタにお伝えしよう。

I

御名御聖事件の主役となったビラとは86折々この遊撃のサイズ々の白上質紙の画面に天皇の顔写真、新皇御詞、遺言、そして御名御聖、天皇の名と印鑑のことだ。などをオフセット印刷した立派なビラ。遺言の全文をちよと引いておく。

天皇の遺命は、ビラと同じもの。

このビラのように、天皇もまた、人々から、ふまれ捨てられるのを逃れられないの。このビラは「君主制滅亡の歴史」を象徴しているの。

へ「象徴天皇」って、やっぱり不吉な呪い言葉ネ。

これ決してパロディじゃないヨ。

昭和最後の年 元旦

死にゆく天皇 裕仁 より

ようやく天皇になる明にへ

II

このビラは1984年12月31日の深夜から全国一斉に捨てられ、踏み絵のオフタツになる運命にあった。

かつては、あらひとがみ。今は、しようちよう。として生き続けるA級戦争犯罪者天皇にロヒトをへ踏み踏みの刑に処し、さらに進んで、天皇制そのものを認める支えてきている私達庶民のへ天皇親を誅すことを目指した一大パロディアクションの非暴力直接行動。

ところが、上手の手から水がもれてしまった。共同行動日より4日前の1984年12月27日午後12時20分、大阪府警は「被疑者不詳」として向井孝の自宅など4ヶ所を大阪地方裁判所発行の令状を携えて一斉に家宅搜索。

その理由がなんと

御名御聖偽造！ 被疑！

こんな時代錯誤な法律が、ああ、今

もちゃあんとある。不敬罪は健在する。

・刑法69条（口語訳基本六法―自由国民社刊）

①はんもののようにみせかけて使う目的で、天皇や日本国の印、または天皇の名を偽造した者は二年以上の有期懲役に処する。

②天皇や日本国の印、または天皇の名を不正に使い、または偽造した天皇や日本国の印または天皇の名を使、た者も同じである。

III

高貴な「踏み給フタ」は「不敬罪」にあたるのだろうか。オフタ、はひと目で、風刺のためのパロディだとは、きりわかるし、「はんもののようにみせかけてなんかがま、たくしていないし」「不正に使用」などしていない。そんなことはこのフタを直接見れば誰でも納得のいく事実だ。なにになぜ大阪府警はガサ入れにやって来

た？

彼らは恐怖する。全国の路上に高貴なフタが捨てられ、踏まれることを。かくして、御名御聖偽造、という強引なまじつけを行なって予防検束、事前弾圧に「オフタ」をまきこんだのだ。

パロディによる文身的表現、創造の活動、思想・信仰・言論・表現の自由を保障する日本国憲法の諸条項を彼らは黙殺する。「天皇に触れる言論や表現は一切ゆるさない」天皇制がここには、きり見えてしまった。

IV

コトあらわれて、共同行動はならなかったが街中に高貴なフタはてんでばらばら、思い思いのやり方で散らばっていた。そういう事実をケーサツは、いやマスコミも知って知らんぷりするだろ。天皇を非はうするあらゆる行爲を国民には知らしめない」のも、天皇の神聖のために必要なのだから。

人々は週刊誌、新聞、タブコの吸がら、パッケージ、ありふれたさまざまなフタやチラシはポイポイするけれど高貴なフタには誰も緊張する。すてたくもすてられない。天皇が、天皇制が、敷しくあなたを呪縛しているのがみえてくる。

V

今の日本国で、天皇はやっぱり最大級の公的人物であり存在だ。だからこのていどのパロディは有名無実にもあたらない。最大の公的人物に一片の批判も封ぜられている今は「デモクラシーの時代」かそうでないのか。

決定するのは、証明するのは、私たち庶民にあなたしかない。



生きつづける「不敬罪」

和田喜太郎

初詣の人の多い関西屈指の某神社。拝殿の両脇に「奉祝、天皇陛下御即位六十周年」と大書した看板がたてかけてあった。今年の初詣は、明治神宮をトップとして戦後最高の人出であったという。若い人たちは本尊が何様であろうとおかまいなしだろうけど、トップが明治神宮とは気になる。

昨年のくれ二十七日、大阪阿倍野区の向井孝氏宅など三か所を大阪府警が家宅捜索を行った。容疑は、『WRI（戦争抵抗者インター日本部）の構成員および同調者が、十二月中旬ごろ謀議の上、天皇写真入りピラに天皇裕仁の御名御璽を転写印刷し、不特定多数のものに「踏み絵」として配布しようとしたもの』で、御璽等偽造不正使用（刑法一六四条違反）に当たるとするものだった。

向井氏によれば、初詣の人ごみにまぎれて「ちょっとした、たあいのないあそびをやるう」といったものであった。その後、氏の発行するミニコミの読者など、全国各地から、「ピラ落し」体験が寄せられている。当局は見つけ次第逮捕……といていたらしいが、実際には被逮捕者はない。ピラは天皇詔書のパロディであるが下手に逮捕し起訴ともなれば、『アソビ』が『マジ』になり、マスコミが注目し、パロディがパロディを生む結果にもなりかねない。そういう判断からか、ピラなどの『予防検束』にとどめ、ヤミからヤミにはうむろうというところのようである。

12



それにつけても今回の事件で思いおこすのは、七十六年天皇在位五〇年キャンペーンの中で「天皇ステッカー事件」である。

「被疑者不詳」が大学構内に侵入し（建造物侵入）天皇批判のステッカーを貼った（軽犯罪法違反）というもので、「不詳」と共謀して、ステッカーを製作配布した容疑で、のべ五〇名の警官が、前記向井氏宅を始め、六か所を家宅搜索した。そして私の家も「共謀した」反戦グループの事務所として搜索をうけたのだった。この時の押収品もステッカーなどで、翌年十月の在位五〇年式典に至る期間、予防拘禁されたわけだった。

この天皇パロディステッカーは、手のヒラ大、黒ワク付で八種類、天皇在位五十年記念、川柳入選作：「宣戦も敗戦も告げた同じ顔」「砲火止み初めて人間の声を出し」などの川柳入りのもの。天皇写真入りで「この顔みたら一〇番、罪状永久戦犯、アジア人民大量虐殺」とした手配風のもの。その他、菊の紋章に、呪、忌、怨などの文字をあしらったものなどだった。

不敬罪といえば敗戦翌年の食糧メーデーにおける「プラカード事件」がある。結局新憲法公布、大赦令、刑法七四条等の削除などの状況の中で免訴となったが、この詔書パロディも正当な政治批判と認められず、完全無罪には至らなかった。この判決のあいまいさは、新憲法における天皇の地位のあいまいさでもあり、それが今日に至るも、手をかえ品をかえた形で「不敬罪」を生かし続けさせているものでもある。戦前のように日記に書いたことでも、不敬と判断されれば同罪が成立する、といった状況は今日にはない。しかし、国民主権、思想表現の自由を明記した憲法のもとでいぜん陰湿に取締りが強化されつつある





(日本放送学生記念会)

わがつみ通信16号 85.4.1

ことは重大である。
 プラカード事件文言は、正当な天皇制の批判とは「認め難く、野卑低劣しかも侮蔑的、煽動的で、天皇に対する嫌悪感情を誘発せしめるもの」というのだが、××打倒ノ粉碎ノのきまり文句ばかりが表現方法であるという理由はない。又、天皇制批判は天皇個人の批判をさけてとおるということはできない。野卑低劣……といわれても私たちが自身のくらしの日々は、野卑低劣なホンネで生きているのだから、それを表現したにすぎないのである。
 奉祝……など久々にきいた言葉だ。こういう言葉が徘徊する時勢のなかでXデーをむかえることになる。

<実践・非暴力直接行動>

パンフシリーズ 2

ハウツー 急仏デモ

B6版 48頁・表紙 シルクスクリーン 3色

¥500-(送料) 振替 大阪1-32737. ウリジヤパン 何井 寿



広告

表現弾圧緊急報告

正月休み明け、向井孝さんからの封筒が二通。同封『イオム通信二八七号』等によると、新手の表現弾圧を権力はひねり出したようだ。
○事実——八四年一月二七日、大阪府警・警備一課が向井宅・WRI事務所等四ヶ所を、「御名御璽偽造」被疑で家宅搜索し、御名御璽転写の「踏み絵ビラ」約三千枚、『イオム通信二八六号』（八踏み絵遊び▽についての報道）一九九枚等を押収。

○被疑内容——令状によれば、（要旨）「WRI（戦争抵抗者インター日本部）の構成員および同調者が二月中旬頃謀議の上、天皇写真入りビラに天皇裕仁の御名御璽を転写印刷し、不特定多数のものに「踏み絵」として配布しようとした」という。

「御名御璽偽造」といわれても、今でもそんな言葉が？という感じだが、刑法一六四条（一五四条も関連内容）に確かに書かれている。しかしこんな亡霊のような法規を仮に認めるとしても、同法のねらいは、（ほんもののように見せかけて）使う目的で偽造したり使用した者を取締ること、向井さんたちへの弾圧は明らかにこじつけ適用だ。

押収された「踏み絵ビラ」の使用方法は『イオム通信二八六号』によると——「例えば日本全国数千万人が出かけるという初詣で。そっとポケットからオフダを百枚ばかりとりだ

してそのまま足許へバサッと落とす。そのかたまりを次々に後続の足がけちらし、踏みつけ、破り泥でにじる。揚句はオフダかはたゴミか……共同行動の日時は八四年一月三十一日午後一〇時以降、八五年一月三日午後一二時まで、お手許のオフダはすべて八捨て▽て下さい。」とあった。

弾圧の目的はこのような使用をさせないことで、刑法一六四条は強引にひねり出したものだろう。ちょっと前に届いた『イオム通信二八五号』によると、八一年一〇月の「関電一万円札ビラ事件」（本誌一一号、表紙・四頁参照）——これも向井さん宅等を搜索・押収——は結局起訴なしのまま、昨年一月一日二日時効になったという。今回の弾圧も同じパターンをたどるのか、あるいは裁判になって、例えば証人・裕仁の呼び出しをめぐって、めめるのか、注目。なお一月一五日現在、東京のマスコミでの報道はないようだ。これも報道管制・自主規制か？

⑬



模索舎通信

第29号 1985年1月25日発行

54

ギョギョギョ御名御璽偽造事件



あなたは「ギョメイギョジ」と道の専門家にちがいない。ぼくはいう言葉を知ってますか？ ぼくより年上で小学校へ行った人なら誰だって知っているはずだが、ぼくより年下でこの言葉を知っているとなると、その人はきっとその

道の専門家にちがいない。ぼくは48歳、小学一年生の時に終戦を迎えた。

「御名御璽事件」なるものを、『イオム通信』で報らされ、「はてな？どこかで聞いた言葉だぞ」と胸に手を当てて、深層心理を探

ったところ、小学校の校長を思い出した。もう顔も名も忘れたが、いかめしい校長が全校生徒を講堂に集めて読んだ「チンオモニワ

ガコーソ コーソー」で始まり、「ギョメイギョジ」で終わる長い長い「呪文」を、ぼくは最前列で

緊張に震えて聞いたものだ。以来40年、教育勸諭なるものを

ついぞ目にも耳にもすることなく、天皇の呪文はぼくの深層心理の底

で眠り込んでいたのだが、このたび大阪の向井孝さんによって再発

見され、警察と裁判所によって再発掘されたことは、「最後の戦中派」として大いなるオドロキであ

謹賀新年



法 忠義ナリ 國民ニ忠ク 親ハ 日本國	ノ 皇族ニシテ 皇族ハ 皇親ノ	モ 親ノ 皇族ハ 皇親ノ	子孫ニシテ 皇族ハ 皇親ノ	子孫ニシテ 皇族ハ 皇親ノ	子孫ニシテ 皇族ハ 皇親ノ	子孫ニシテ 皇族ハ 皇親ノ	子孫ニシテ 皇族ハ 皇親ノ	子孫ニシテ 皇族ハ 皇親ノ	子孫ニシテ 皇族ハ 皇親ノ
---------------------	-----------------	--------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

消すな！われらの表現連絡会議ニュース3号

1985年 2月12日発行 200円

⑭



(15)

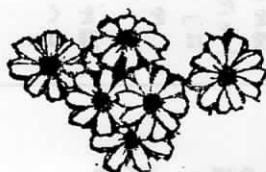


自由人IIアナキストの代表を今の日本で一人だけ挙げるとしたら、やはり向井孝氏であろう。その個人誌『イオム通信』（現在287号85.1、大阪市あべの区旭町1-6、1-130七、手書きコピー、半月刊、B4版）である。向井氏は昨年12月27日、大阪府警の自宅搜索を受けた。搜索理由は「御名御璽偽造」被疑であり、（参考：刑法164条、天皇や日本の名や印を「ほんもののように見せかけて使う目的で……偽造した者は、二年以上の有期懲役」）向井氏作製の「踏み絵ビラ」199部が押収された。まずそのビラを紹介する。オモテには裕仁の写真と大きく謹賀新年の四文字、その下に「これはゴミです 拾ってはいけません」とゴチで記され、戯文（と天皇御璽のコピー）が印刷されている。戯文の一節――

朕ハ日本国ノ象徴ニシテ 象徴ハ 宸
 護留ノ意ナレドモ 朕ノ象徴ハ モノ
 ノヤクニ立ツベクモ非ズ。タダ 朕座
 スルノミ。

裏面は黒枠の天皇の写真と真正の二文字と「捨てちゃえ」などの文句と「ご遺言」（文略）が印刷されている。一見してわかるようにこれはパロディーであり、

「ほんもののように見せかけ」てもいなければ「不正に使用」などというものでもない。向井氏は全国一斉に元日にこのオファを神社等にまくつもりでいた。家宅搜索はこの一斉行動を阻止するためであった。まさしく踏み絵ビラは戦後民主主義のリトマス試験紙であった。令状を発行した大阪地裁II政府の「天皇制体質」はみごとに証明された。



彷徨第88号 1985年1月25日発行



監獄通信

左端あり※

ギョ御名御璽偽造でガサ

—天皇陛下御璽を三枚複製—

時は一月はじめ、所は東京拘置所の

トイの中、何やら敷らばつていゝもの
のどく見れば、ナント、下段のじら
いや「ギョ」思ひが踏んじつたに、こ
て踏んじつたに、トイしがつま
てしまつてまづひうと、私の公序良
俗に反する事だ、**「ギョ」**に踏
ておきました。

しかし、これは本当に面白い。じら
はともかくはかなひ命でして、苦し
て作つてもおかしい他のグループ
は一番読んでくられても、読んではい
皆様は受け取るばかりで踏んでい
てしまふ。ウッウッ。それなら最初か
ら踏んでやえというの、このありか
ない「ギョ」くううなのだ。

元々踏まれる事をめし

てつくつてゐるわけだから、突
に満快なので、ギョリスト様
も踏み絵のモデルになつた位
で、それ（本人は急遽してへ
んじやうが）天皇陛下踏み絵
のモデルになつた。ま
あ、その戦前の現人神としての
せむすびと、なつて皇室から
感謝されてもいい位ですよ。
で、どうせなら箱のマーフ
のついている所に、とりわけ正
月ええめでに日に天皇陛下
の踏み絵を踏んでるもの
理にかなつてゐるではありませ
んか？

「所も」の家を捜索をしない踏み絵
ラ約三千枚他を押収したそう、その
家を捜索の理由が、あつたことか、御
名御璽偽造、複製だ、ヘー！
今世によれば、天皇陛下入りじらに
天皇の御名御璽を転写印刷し、不特定
多数のものに踏み絵として配布しよう
というのだ、どうですか、ホウ、
違つて動かしはいいね。
「ギョ」ギョ偽造つて大阪だ
り、刑法必条にちやんとある
これはすぐさま検査しても
うね、参るまでに必条の中
まあと、①本物のように見せ
つ目的で、天皇や日本国の印
璽の名を偽造した者は、二年
期懲役にする。②天皇や日本
または天皇の名を不正に使い
出した天皇や日本国の印また

は、天皇の名を使つた者もまた同じで
ある。だと、なんでもいらいら天皇が
先に出て、次は日本国なんだろね。
「踏み絵のどくが悪いのじや」
天保、この踏み絵じらが「ギョ」ギョ
を本物のように見せかけたり、不正に
使用などというものでない事だ、誰
だつてわかる、とにかくにいてるが、
うかが問題なのではない、天皇陛下
要するに、このガサと押収は、踏み
絵じらとまかせた、ないが、どう
、戦前の不敬罪と同じ天皇に踏一本
し、なんねえ、前記たり共めという
予防検束的事前弾圧である。
このことにつけによる弾圧は、天皇を
こわい存在としてあらためてまつりあ
げ、思想、信仰、表現の自由の一切の
根幹を天皇制で支配してゐるんじや、
とかおどしてゐる、私達に対して

「感謝状どころか捜査令状!?」
ギョッ、ギョ、ギョ、ギョ、何
それ、ウッ、ウッ、ウッ、
12月27日大阪府警、トヤドヤと計画

みくられてゐるんだねえ、踏立つ
っちゃうんやんなら、重宝だ、ちや、
もうろんがサはいられた大阪の向井
さん達、そもそもこんな事を令状発
行するな、とか不当なガサ、押収や
くさつて、いてもゐるだ（と書りて
たわけではない）と抗議やらいら
やつています。もしかして石炭なんぞ
のいやがらせがあるかもしれないし、
少々の事なら構へ、こつてもいませ
ん、（こゝにはとつ、衆人監視の元、
ギョ、ギョ、踏み絵を踏んじつたは
けません。けさ、い、踏み絵にのみ
す、何を送つてほしい時は、ちゃんと
返信用封筒、切手付きてにのむで、色
々、面白いニュースが届きますよ、
連絡先—
大阪市阿倍野区旭町一六、二二〇〇
向井孝

16



ギョ! 「御名御璽偽造」??



全国で捨てられた「顔み絵ビラ」

刑法144条(天皇や日本国
の印の偽造、不正使用など)
のほんのものに現れか
けて使う目的で、天皇や日
本国の印、または天皇の名
を偽造した者は、二年以上
の有期懲役に処する。②天
皇や日本国の印、または天
皇の名を不正に使い、また
は偽造した天皇や日本国の
印または、天皇の名を使っ
たものも、また同じであ
る。【口頭訳基本法】
自由国民社刊より

家宅搜索 大阪

天皇のパロディに

年の瀬も押しまった十二月二十七日、大阪・向井孝
さん宅は約四十人に、二十数名の警官がふみこんだ。
罪名は「御名御璽(ぎめいぎ)偽造」。家宅搜索
のすえ、天皇をパロディとしてつくった「ビラ」を大
量に押収した。「御名御璽」などという言葉がいまも法律
の中に生き残っているだけでもオドロキだが、「天皇」
に似せたり神格をとりがらせる警察の姿をはからずも露
呈したこの事件。このいきさつは――。

「天皇」をビラにし、全国
各地で捨て無数の足踏
みつけて歩こうというも



の。十枚印刷された「顔み
絵ビラ」は、二十五都道府
県、約八百人の邸にすきに
送られた。参拝客にたが
えす神社、自宅周辺、本
ところまわすサツ、ドサ
と捨てられた「八歳親王
・天皇」が、庶民の足で
、如削される。本人
言うところ、ほんの思ひ
つきのオモいいたすら遊
びのはずだった。
それが、「御名御璽偽
造」と聞いて、一番ビク
リしたのが当の本人。まる
で戦前の「不敬罪」。本
人「顔み絵」の現物を
見ても御名御璽をほんも
ののよに似せかけ、「不
正に使用」などというも
のではない。では、ガサ入
れの真意は何か。
「この弾圧は、ビラ捨て行
動をなんとしてもやめさせ
ようとした、戦前の予防検
査にあたり、りっぱな憲法
違反」思想、信仰、表現の
自由の侵害であり、天皇
をいよいよ「超憲」「超法
規」的存在にまつりあげる
ものだ――警察の対応こ
そ、いまの体制のあり方を
変換しようとした向井さん
なれば、こんどはガサ入
れを逆手にとって、徹底抗
戦のかまへ。

合人なしで押収を理由
に、準抗申し立てを行っ
ている。さうに逮捕される
ことにならば、憲法を
タテにたがうという。
なおこの「顔み絵ビ
ラ」は、全国七十八万カ所
でまかれた見分。「くる
り」と入居がでく、みんな
ビラをのぞきこんでいた。
「大にオシッコひっかけら
れていた」なう、正月のビ
ラ捨て行動の「状況」が、
新しく発足した「御名御璽
偽造部」に続々と寄せられ
ている。

19

松仁



